

## 日野市競争入札参加有資格者指名停止基準

平成 10 年 11 月 1 日制定

平成 30 年 10 月 1 日最終改正

### (目的)

- 1 この基準は、日野市における契約事務の厳正な執行を確保するため、有資格業者（日野市契約事務規則第 16 条の規定により、市長が契約の種類及び金額に応じて定めた指名競争入札の参加者の資格を有する者をいう。以下同じ。）に対する指名停止等の措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (指名停止の手続)

- 2 指名停止の措置は、日野市指名業者選定委員会の協議を経て行うものとする。
- 3 指名停止の措置が行われたときは、契約担当者等は、停止期間が満了するまで当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。また、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

### (指名停止の基準)

- 4 有資格業者が別表 1、2 の各号に掲げる措置要件の 1 に該当するときは、事情に応じて同表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。ただし、指名停止に至らない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、注意の喚起を行うことができる。

### (指名停止期間の特例)

- 5 有資格業者が 1 の事案により別表各号の措置要件の 2 以上に該当した場合は、最も長い期間となる措置要件を適用し、指名停止期間を定めるものとする。
- 6 次の各号の 1 に該当する場合は、別表各号に定める期間の範囲内で、通常の前号に  
加算して指名停止期間を定めることができる。
  - (1) 別表 1 の第 1 号から第 3 号の措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後 3 年を経過するまでの間に、再び同表 1 の第 1 号から第 3 号の措置要件に該当することになったとき
  - (2) 別表 1 の第 4 号から第 7 号の措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後 3 年を経過するまでの間に、再び同表第 4 号から第 7 号の措置要件に該当することになったとき

- (3) 別表1の第4号から第7号に該当する場合で、当該違反行為において有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)が主導的役割を果たしたとき又は当該違反行為が極めて広域的に行われたとき
- (4) その他特に必要であると認められるとき

7 極めて悪質な事由あるいは斟酌すべき特別の事由等がある場合には、別表に定める期間の範囲にかかわらず、指名停止期間を定めることができる。

8 指名停止期間中の有資格業者について必要があると認めるときは、別表に定める期の範囲内で、指名停止期間の変更を行うことができる。

9 指名停止期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったときは、当該有資格業者について指名停止の解除を行うものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

10 第4項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請人があることが明らかになったときは、当該下請人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で事情に応じて期間を定め指名停止を行うものとする。

11 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)についても、当該共同企業体の指名停止期間の範囲内で期間を定め指名停止を行うものとする。

(指名停止の通知)

12 第4項の規定により指名停止を行い、第8項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第9項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

13 契約担当者等は、指名停止期間中の有資格業者を随時契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときはこの限りではない。

付 則

この基準は、平成10年11月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成12年7月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成13年8月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年11月19日から施行する。

付 則

この基準は、平成25年2月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成30年10月1日から施行する。

別表 1

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のア、イ又はウに掲げる者が日野市職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 役員又は支店若しくは営業所を代表する者でアに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>ウ ア及びイに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p> <p>2 次のア、イ又はウに掲げる者が、日野市の区域内における日野市以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>3 次のア、イ又はウに掲げる者が、日野市の区域外における日野市以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>12月以上24月以内</p> <p>9月以上24月以内</p> <p>6月以上18月以内</p> <p>6月以上18月以内</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>1月以上5月以内</p>
<p>(契約に関連する違法行為等による社会的信用失つ行為)</p> <p>4 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又は使用人が、談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 日野市発注の契約に関するもの</p> <p>イ 日野市発注の契約以外に関するもの</p> <p>5 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し契約の相手方として不相当であると認められる場合</p> <p>ア 日野市発注の契約に関するもの</p> <p>イ 日野市発注の契約以外に関するもの</p> <p>6 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)に違反(契約に関わるもの)し契約の相手方として不相当であると認められる場合</p> <p>ア 日野市発注の契約に関するもの</p> <p>イ 日野市発注の契約以外に関するもの</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>9月以上24月以内</p> <p>4月以上18月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>7月以上24月以内</p> <p>3月以上14月以内</p> <p>3月以上12月以内</p> <p>2月以上12月以内</p>

<p>7 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反し国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 日野市発注の契約に関するもの</li><li>イ 日野市発注の契約以外に関するもの</li></ul> <p>8 前4項に掲げる場合のほか、違法行為等を行うことにより、社会的な信用を著しく失つたと認められる場合</p>	<p>3月以上9月以内 2月以上6月以内</p> <p>1月以上9月以内</p>
---	--

別表 2

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 日野市発注の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内
(契約履行成績不良等) 2 (1) 日野市発注の契約において、その履行に際し、著しく適正を欠く行為があったと認められる場合 (2) 日野市発注の契約において、工事履行成績が不良であると認められる場合 ア 40 点未満 イ 40 点以上 50 点未満 ウ 50 点以上 55 点未満 エ 55 点以上 60 点未満	当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内 9 月以上 12 月以内 6 月以上 9 月以内 3 月以上 6 月以内 1 月以上 3 月以内
(安全管理措置の不適切により生じた契約履行上等の事故) 3 日野市発注の契約履行上の事故の場合 ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合 イ 事故を発生させ、公衆に傷害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合 ウ 事故を発生させ、工事関係者に死者又は多数の負傷者を出した場合	当該認定をした日から 2 月以上 6 月以内 1 月以上 3 月以内 1 月以上 3 月以内
4 日野市発注の契約を除く事故の場合 ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合 イ 事故を発生させ、公衆に傷害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合 ウ 事故を発生させ、工事関係者に死者又は多数の負傷者を出した場合	1 月以上 5 月以内 1 月以上 2 月以内 1 月以上 2 月以内
(不誠実な行為) 5 日野市発注の契約に係る一般競争入札若しくは指名競争入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない場合	1 月以上 24 月以内
(公契約条例違反) 6 日野市公契約条例（平成 30 年日野市条例第 1 号）第 6 条	当該認定をした日

<p>に規定する対象契約の履行において、次のいずれかに該当した場合。</p> <p>ア 公契約条例第14条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合</p> <p>イ 公契約条例第15条第1項の規定による命令に従わない場合</p> <p>ウ 公契約条例第15条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合</p>	<p>から 1月以上24月以内</p>
--	-------------------------